

## 日本再生医療学会秋季科学シンポジウム

### 演題募集要項

#### 演題募集期間

2019年7月9日（火）正午～8月6日（火）正午

#### 応募資格

発表者（筆頭演者）は日本再生医療学会の個人会員に限ります。会員でない方は、日本再生医療学会ウェブサイトよりオンラインで入会申込の後、メールで会員番号が通知されたことをご確認いただき、誓約書をご郵送いただいた上でご登録ください。（申し込みフォームには推薦者欄がございますが、空白であってもこの申込手続をもって会員に準じた形での登録が可能です。その場合には、自己推薦書のご提出が必要となります。）

#### 日本再生医療学会ウェブサイト「入会のご案内」

URL: <https://www.jsrm.jp/membership/application/>

#### ※ご注意※

演題締切日間際に入会申込をされますと、演題締切日に間に合わない可能性がございます。会員番号通知のメールは基本的に入会申込完了と同時に送信されますが、早い時期での入会申込をお勧めいたします。

#### 演題登録方法

本シンポジウムは、インターネットによるオンラインシステムでの登録のみとなっております。

メールや郵送では受け付けておりませんのでご注意ください。

なお、締切後の追加・修正は一切できませんので十分ご注意ください。

（Step 1）演題登録にあたり、本ページ下部の「演題登録はこちら」ボタンより、演題登録フォームにアクセスいただき、必要事項を登録いただきます。登録いただいたメールアドレス宛に確認メールが届きますので、ご確認ください。

万が一、確認メールが届かない場合には、事務局（[jsrm\\_sympo@convention.co.jp](mailto:jsrm_sympo@convention.co.jp)）まで、ご連絡をお願いいたします。

（Step 2）演題登録締切日までに、確認メールに記載された URL に演題をアップロードしてください。アップロードの際、ファイル名はお名前+アップロード日付としてください（例：再生太郎 20190705）。演題登録期間内であれば、一度登録した演題に修正を加えることや演題全体を削除することは何回でも可能です。締め切り後の修正は一切受け付けいたしかねますので、予めご了承ください。

Step 1、Step 2 の両方が完了して初めて、演題登録完了となります。

Step 1 だけの登録では、演題登録完了とはなりませんので、ご注意ください。

## 採択通知

演題をご登録いただいた方には、2019年8月下旬（予定）に採択通知をご登録の電子メールアドレスにお送りさせていただきます。

## 注意事項

---

登録者が間違えて登録した内容についての責任は負いません。演題登録締切日前に必ずご自身で登録内容に不備・間違いがないか再度確認してください。

## 作成規定

演題登録の際は、筆頭演者氏名、会員番号、所属機関名、電子メールアドレス、共著者、演題名、抄録本文などの必須項目をすべてご入力ください。

## 字数制限

---

題名：全角 50 文字

本文：全角 600 文字

総文字数：全角 800 文字（※著者名・所属・演題名・抄録本文のすべて）

### ※ご注意※

スペースは1文字の扱いとなります。半角文字は1/2文字として数えます。

## 発表形式について

発表形式はポスター発表となります。

## 利益相反開示のお願い

本シンポジウムでは、すべてのポスター発表者はポスターの最後部に利益相反の開示を提示いただきますようお願いいたします。筆頭演者の平成31年1月1日～令和元年12月31日におけるCOIについて、発表の冒頭にその有無（有の場合は内容も）を開示してください。


掲示する利益相反のテンプレートは、下記画像をクリックしてダウンロードをお願いいたします。

## COIとして申告および開示が必要とされる基準：

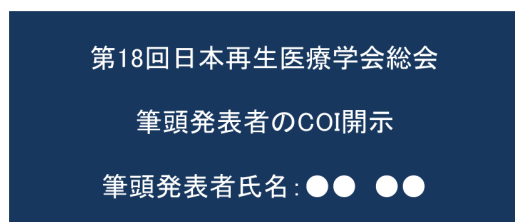
---

- (1) 企業等の役員、顧問職については、単一の企業・団体からの年間の報酬額が年間100万円以上の場合は申告する。
- (2) 株の保有については、単一の企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- (3) 企業等からの特許権使用料については、1件あたりの特許権使用料が年間100万円以上の場合は申告する。
- (4) 企業等から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計年間100万円以上の場合は申告する。

- (5) 企業等が原稿やパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 100 万円以上の場合は申告する。
- (6) 企業等が提供する研究費については、単一の研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合は申告する。奨学寄付金（奨励寄付金）については、単一の企業等から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合は申告する。
- (7) 非営利法人（例、NPO 法人）や公益法人（例、社団法人、財団法人）からの受託研究費や研究助成費で、交付金額が年間 1000 万円以上である場合に、企業等が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である場合には、研究代表者が申告する。
- (8) 企業等からの寄付による大学の寄付講座については、特任教授など当該講座の代表者が申告する。複数の企業などから資金提供されている場合には、一企業当たり年間 200 万円以上の場合は申告する。

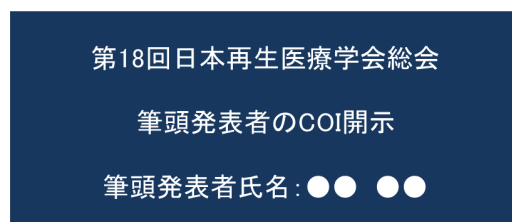
**日本再生医療学会**  
再生医療研究の利益相反（COI）に関する細則 

● 〈提示例〉 開示なしの場合



演題発表に関連し、  
開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

● 〈提示例〉 開示ありの場合



演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等として、  
企業名を記載

[演題登録はこちら](#)

**演題登録に関するお問合せ先**

-----  
 日本再生医療学会秋季科学シンポジウム事務局  
 日本コンベンションサービス株式会社内  
 担当：高岡・大谷・西沢  
 Tel：06-6221-5933（平日 9:30～17:30）  
 E-mail：jsrm\_sympo@convention.co.jp  
 -----